

平成18年10月 4日

全日本建設交運一般労働組合東京都本部

執行委員長 山 本 立 身 殿

全日本建設交運一般労働組合東京都本部

東部支部

執行委員長 秋 元 孝 俊 殿

全日本建設交運一般労働組合東京都本部

東部支部東部ビルメンマンション管理

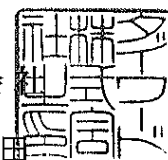
分会ダイワードユニオン

執行委員長 畠 中 博 資 殿

ダイワード株式会社

代表取締役

柳



繁

## 回 答 書

冠省 当社は、貴殿らに対し、平成18年9月26日付け回答書にて、貴殿らの当社宛て2006年9月21日付け「組合結成通知書」、「要求書」、「団体交渉申し入れ書」にてお申し越しの件は、当社多忙の折柄、御希望に添いかねる旨、よって、平成18年10月5日まで回答を猶予されたく申し入れる旨、また、今後、正確さと慎重さを期する見地から、当社宛ての御連絡は全て書面にてお願いいたす旨、なお、当社及び当社関係者への直接面会要求、架電等は、当社就業時間内・外、当社施設内・外を問わずお断りし、当社においても、同様にいたす旨申し入れたところ、貴殿らにおいても御理解戴いたようであるので、下記のように申し述べます。

### 記

一 2006年（平成18年）9月21日付け「組合結成通知書」について、

1 同宛先名について

当面、代表取締役 柳田 繁でお願いします。

但し、担当者が決まれば、その者をお願いします。

2 同差出名について

3つの団体名ですが、何れが責任者であり、担当者であるのか、何故についてお知らせ下さい。

3 同本文7行記載について

当社は、従前もまた今後も「真摯」であるだけでなく、誠実にも対応してきており、対応する所存ですが、貴殿らにおいてもそのようであるようお願いいたします。

なお、当社で「働く私たち」、「私たちの労働条件」と御主張ですが、当社従業員の誰のことであるのか、どのような立場にある人達のことであるのかを具体的にお知らせ下さい。

また、ユニオンが当社との関係で労働組合だとの御主張のようですが、法適格性の存否や今後の交渉議題の確認等のために、組合員名簿や組合規約をお示し下さい。

4 組合役員について

委員長と主張される畠中氏は、当社業務支援部のマネージャーであり、副委員長と主張される鈴木氏は、当社東京支店管理営業部第一グループのマネージャーであり、何れも職制上部長クラスであり、副委員長と主張される中井氏は、当社技術管理部建築課のチーフリーダーであり、課長クラスであり、使用者である当社の利益を代表すべき役職者です。

したがって、同氏らの組合加入適格には法的疑義があり、貴殿らの法外性ないし御用組合性を示すものと解さざるを得ませんので、この点についての貴殿らの然るべき御説明をお願いします。

二 2006年（平成18年）9月21日付け「要求書」について

1 同宛先名について



既に述べたとおりです。

2 同差出人名について

既に述べたとおりです。

3 同本文冒頭4行記載について

所論「要求」については当社が真摯且つ誠実に、また是々非々にて対応する所存です。

しかし、当社の「社員」とは誰か、どのような立場の者かについて具体的にお知らせ下さるよう再度申し入れます。

4 同「記」以下の「1」について

所論「要求」の趣旨を明らかにして下さるよう申し入れます。

5 同「2」について

当社は適法な労使関係を何ら否定するものではなく、従前もまた今後も適法な労働組合に対する真摯且つ誠実にして晴朗な意思はあれども、不当な意思とは無縁です。

そこで、貴殿らにおいて、先ず適法な組織・活動をされるべき実体を有しておられるのかどうかについて、既に述べた当社からのお願いに、誠実且つ的確に応答されるよう申し入れます。

なお、仮に適法な労働組合であっても、その言動には正当性という法の枠組が設けてあることは公知のことからですので、当社はそれに違える言動については今後とも是々非々の対応を講じて参る所存であることを付言致します。

三 2006年（平成18年）9月21日付け「団体交渉申し入れ書」について

1 同宛先名について

既に述べたとおりです。

2 同差出人名について

既に述べたとおりです。

3 同本文冒頭4行記載について



使用者の団体交渉応諾義務は法的に適格な労働組合の申入れを前提にしますし、憲法上の労働基本権は直接には国民と国家との公法関係を規律し、別に憲法12条や13条で公共の福祉による制約を示し、他の国家社会的利益との内在的制約を想定しているところです。

固より当社は真摯且つ誠実に、是々非々の対応を講じる所存であり、貴殿らにおいてもゆめ正当性の枠組を踏み外すことのない対応あるよう申し入れます。

4 同「記」以下「日時」について

既に経過しておりますし、業務上支障を生じる時間帯でもありますので、改めて御提案下さい。

5 同「場所」について

当社関連施設は業務上の支障があり応じかねます。

よって、別施設を御提案下さい。

6 同「議題」について

既に申し述べたとおりです。

なお、出来れば事前に書面で趣旨を開陳下されば幸いです。

7 同「出席」について

「上部及び関係団体役員」については既に述べた疑義がありますので、それは何か、誰か、出席資格の根拠は何かについて御説明下さい。

また、「当該組合役員」についても、既に述べた疑義がありますので、出席資格の根拠について御説明下さい。

8 その他について

既に当社が前回回答書で申し述べたとおりです。

以 上